

建設業のための 消費税Q&A

—税率8%・10%への実務対応—

税理士 金井恵美子 著

■A5判264頁/定価:本体2,200円+税 ★送料実費

消費税率8%・10%への引上げにあたって、建設業者を対象に消費税実務を解説。工期が施行日をまたぐ場合など、税率引上げに伴って要求される複雑な実務対応や旧税率が適用される経過措置について、建設業の特殊性を踏まえ、Q&A方式で簡潔に解説。

建設業のための
消費税
Q&A
税率8%・10%への実務対応

著者 金井 恵美子

FARCI 一般社団法人 税理士会連合会

目次

第1章 消費税の概要

- I 資産の譲渡等に係る消費税
- II 新たに設立された法人の納税義務
- III 輸入貨物に係る消費税
- IV 経理処理

第2章 建設業特有の消費税

- I 建設業特有の取引に係る課否判定
 - Q 工事の請負
 - Q 土地の造成
 - Q 土地付き建物の販売
 - Q 土地付き建物の値引き販売
 - Q 役員の建物の建築
 - Q 材料等の有償支給と無償支給 他
- II ジョイント・ベンチャー(JV)に係る消費税
 - Q JVに係る消費税の概要
 - Q JVの出資金
 - Q JVと構成員との取引 他
- III 簡易課税制度の改正

第3章 工事収益と工事原価の認識

- I 会計における認識
 - Q 計上基準
 - Q 工事完成基準と工事進行基準の適用関係

II 税務における認識

- Q 法人税法上の計上基準
- Q 消費税法上の計上基準
- Q 引渡基準 / Q 部分完成基準
- Q 工事進行基準による収益及び費用の認識(法人税) 他

第4章 適用する消費税率の判断

- I 課税資産の譲渡等に係る税率
 - Q 税率の引上げ
 - Q 新旧税率の適用関係
 - Q 資産の譲渡等の時期の判断
 - Q 建設工事の収益に係る消費税の税率
 - Q 引渡基準による場合の消費税率 他
- II 課税仕入れ等に係る税率
 - Q 新旧税率の適用関係
 - Q 旧税率で仕入れた材料を新税率が適用される工事に使用した場合
 - Q 施行日をまたぐ資産の譲渡等 他

第5章 工事収益に関する税率の経過措置

- I 経過措置の概要
 - Q 指定日と施行日
 - Q 経過措置の適用関係

- Q 指定日を基準とする経過措置
- Q 指定日を基準としない経過措置
- II 工事の請負等に関する経過措置
 - Q 「工事の請負等に関する経過措置」の適用関係
 - Q 工事着工の日
 - Q 工事の請負等に係る契約
 - Q 工事の請負に係る契約、製造の請負に係る契約 他
- III 工事進行基準による場合の経過措置
 - Q 「工事進行基準による場合の経過措置」の適用関係
 - Q 「工事進行基準による場合の経過措置」についての通知の義務
 - Q 経過措置を受ける売上高の計算
- IV 課税標準額に対する消費税額の修正
 - Q 売上対価の返還等に係る税額控除に関する経過措置
 - Q 貸倒れの税額控除に関する経過措置

第6章 消費税転嫁対策特別措置法

- Q 消費税転嫁対策特別措置法の概要
- Q 消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- Q 減額
- Q 買ったたき 他

キリトリ線

下記のとおり申し込みます。

申込日 平成 年 月 日

建設業のための消費税Q&A

〈978-4-433-52034-2〉

—税率8%・10%への実務対応—

冊

ご住所(〒) 電 話() - 番

貴(社)名 ④

部署名(部 課) ご担当者名()

※ご記入いただいた氏名・住所・電話番号等は、小社の商品発送、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために使用いたします。

■発売所■

株式会社 清文社

本社
〒530-0041
大阪市北区天神橋2丁目北2-6
大和南森町ビル
TEL.06-6135-4050 FAX.06-6135-4059
東京支社
〒101-0047
東京都千代田区内神田1-6-6 MIFビル
TEL.03-6273-7946 FAX.03-3518-0299
<http://www.skattsei.co.jp>